

電子保証の導入について（建築都市部発注用）

福岡県では、建設工事及び建設工事関連業務（委託）における契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを開始します。

なお、保証の電子化については当面の間、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）によるもののみとし、金融機関や損害保険会社等の保証は従来通り書面による提出とします。

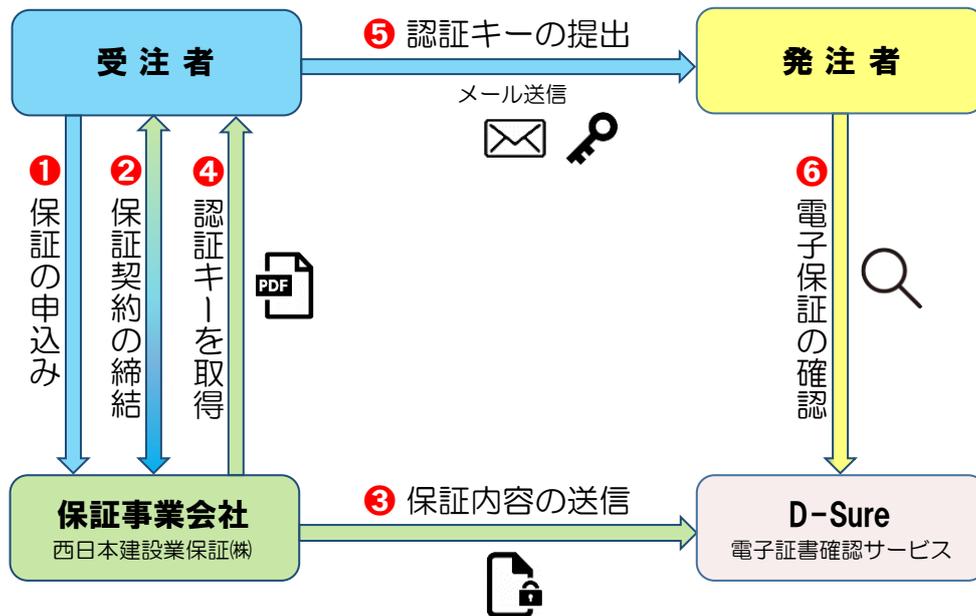
※ 電子保証の申し込み方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

1 電子保証の取り扱いが可能な契約

令和7年1月1日以降に締結する建設工事及び建設工事関連業務の契約から可能となります。

※ 電子保証の運用開始後も、これまでどおり紙による保証証書の提出も可能です。

2 電子保証の仕組み及びフロー



① 受注者は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）へ保証の申し込みを行う。

② 受注者と保証事業会社は、電子保証により保証契約を締結する。

③ 保証会社は、D-Sure（電子証書確認サービス）に保証内容を送信する。

④ 受注者は、保証事業会社から認証キーを取得する。

⑤ 受注者は、認証キーを電子メールにより発注者に提出する。

⑥ 発注者は、提出された認証キーをもとにD-Sureにアクセスし、電子保証の内容を確認する。

3 認証キーの提出方法

（1）提出する物

保証事業会社から提供された『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』（PDF形式）

（2）提出先

契約担当者に電子メールで提出してください。

※各担当メールアドレスは、お渡ししている「提出書類について」をご確認ください。

（3）請求書

前払金及び中間前払金の請求については、認証キーの提出と併せて、請求書（PDF形式）を電子メールで提出することが可能です。

（4）電子メール送信時の留意事項

○ メールの件名は「【電子保証】受注者名称」としてください。例：【電子保証】〇〇建設（株）

○ メール本文中には「①工事（業務）名称、②担当者氏名、③連絡先」を必ず記載してください。

○ 受信確認のため、契約担当部署まで必ず電話連絡をお願いします。